

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きる日が休日に当たる翌日)

告

示

## 鳥取県告示第十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小林俊三	鳥医第二、一二三三号	昭和五十二年十二月二十一日

## 鳥取県告示第十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

## ◇教委告示

教育委員会の招集

## ◇選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の收支に関する報告書の要旨

教育委員会の招集

氏名	登録の記号及び番号
米澤純夫	鳥薬第三六三号

登録の年月日  
昭和五十二年十二月二十二日

**鳥取県告示第十四号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取勤労身体障害者体育センターの利用料の徴収の事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

**鳥取県告示第十五号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

**鳥取県告示第十五号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

**鳥取県告示第十七号**

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

**道路用地とするため**

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第十六号**

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平林鴻三

**一 解除予定に係る保安林の所在場所**

八頭郡智頭町大字大呂字ハセツコフ九五六の一、九五七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

**二 保安林として指定された目的**

水源のかん養

**三 解除の理由**

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**一 解除予定に係る保安林の所在場所**

倉吉市蔵内字小い谷三二の一一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

**三 解除の理由**

道路用地とするため

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字後口谷二七四九の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

百八十一	登録番号	者生産事業の氏名
下田義夫	八頭郡河原町山上二〇	生産事業の住所
四	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以	生産事業の内容
	外の苗木の育成	事業所の名称

八東町から申請のあつた町営土地改良（高野地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十九号

昭和五十二年十一月二十一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（吉尾地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十号

八東町から申請のあつた町営土地改良（高野地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二十一号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（斎尾地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二十二号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（大沢地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二十三号

関金町から申請のあつた町営土地改良（横谷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第二十四号

泊村から申請のあつた村営土地改良（順礼地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
河原町平林鴻三後援会	山口 享	北村 道之	八頭郡河原町河原四五	
黒田寿光後援会	杉山 優勇	大田 博章	万五〇五番地	その他の政治団体
徳安西部青年会	片山 良孝	"	東伯郡東伯町大字徳安	
横山一成後援会	三浦 剛	湯浅 正	米子市久美町五二	
三浦 岳生	"	"	"	
五五二の一 東伯郡東伯町字光好	"	"	"	

## 鳥取県選挙管理委員会告示第一弾

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
日本遺族政治連盟 鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市東町一丁目三〇五番地	鳥取市上町八五番地

郷土の明日を開く 自由懇話会	名 称	郷土の明日を開く 自由懇話会	郷土の明日を開く 東部自由懇話会
公明党鳥取総支部	主たる事務所の所在地	鳥取市吉成七九〇の三	鳥取市榮町二二一

公明党倉吉総支部	代表者	太田 吾郎	村川 和夫
"	代表者	倉吉市湊町一七	倉吉市米田町七一

公明党米子総支部	主たる事務所の所在地	米子市立町四丁目七七九の五	米子市上後藤八九
"	代表者	庵野 勝文	長尾 寛

## 鳥取県選挙管理委員会告示第四弾

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基き、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
公明党八頭支部	加賀田義雄	加賀田義雄	八頭郡用瀬町大字金屋一五九	政党

公明党八頭支部  
報告年月日 昭和52年11月30日  
(昭和52年11月30日解散)

1 収入総額 0 円  
2 支出総額 0

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三弾

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規

## 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頭

一日時 昭和五十三年一月十七日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町二丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

## 三 議題

(1) 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について

(2) その他